

40歳以上の国民健康保険加入の方、 後期高齢者医療保険加入の方へ

～平成21年度の健診申し込みがはじまります～

今回の健診申込書は、特定健診を含む総合健診等となります。内容を確認のうえ、ぜひお受けください。

健診申込書は、3月上旬から中旬にかけて郵送します。

今回の対象者は、国民健康保険加入の方と後期高齢医療保険加入の方になります。

(※社会保険加入の方とその扶養の方は、下記をご参照ください。)

がん複合検診(がん検診や骨粗しょう症検診を選んで受けることができます)は、10月実施予定です。申込用紙は、7月頃郵送します。

社会保険加入者とその扶養者の方へ

～特定健診の申し込みや問い合わせは医療保険者(保険証の発行元)へ

特定健診の実施は、医療保険者に義務づけられているため、被保険者とその扶養者の方も加入されている医療保険者で実施されます。

医療保険者(保険証の発行元)



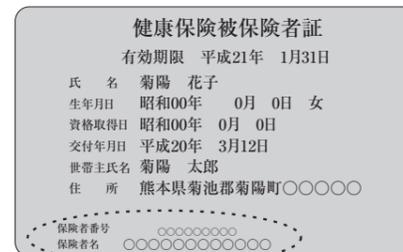
組合健康保険



共済組合



全国健康保険協会
(政府管掌健康保険)



ここが発行元です!

社会保険《全国健康保険協会(政府管掌健康保険)・健康保険組合・共済組合など》の加入者と被扶養者の方は、各医療保険者へ申し込みを行い、案内にしたがって受診してください。

※特定健診以外の検診(がん検診や骨粗しょう症検診)は、これまでどおり町の検診で受けることができます。7月頃申込用紙を郵送予定です。

※特定健診とは…身体計測、血圧、血液検査、尿検査等のメタボリックシンドロームに着目した検査です。

問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎ 232-4912

菊陽町国民健康保険に加入されている方へ

新年度の菊陽町国民健康保険被保険者証を郵送します

新しい保険証を郵便局の「簡易書留」という方法で3月下旬に郵送します。(簡易書留とは…郵便局の方から手渡しで配達される郵便で、配達時に受領印が必要です。)配達時に、留守などでご不在だった場合には、熊本北郵便局より「ご不在連絡通知書」がポストに入れます。この場合は、「ご不在連絡通知書」に従い再配達希望連絡をされるか、「ご不在連絡通知書」・「身分証明書」・「印鑑」を持参のうえ、熊本北郵便局で保険証をお受け取りください。

また、人間ドックのご案内も同封しますのでご希望の方は4月10日(金)までに健康・保険課国民健康保険係または、武蔵ヶ丘支所に提出してください。

注意

- *国民健康保険税に滞納がある世帯には、保険証の交付および納税相談についての通知を別途送付いたします。
- *有効期限を過ぎた保険証については、各自で適正に処分してください。

退職・就職をした場合、健康保険証の切替手続きが必要です

勤めていた会社を退職した(すぐに再就職をしない場合)

- ・健康保険の任意継続をする(※1)
退職日から20日以内に健康保険の保険者へ申請をしてください。
- ・国民健康保険に加入する
退職日から14日以内に役場または武蔵ヶ丘支所へ届出をしてください。

〈必要書類〉

退職した会社から被保険者・被扶養者の「健康保険の資格喪失証明書」、「印鑑」、年金受給者は「年金証書(年金手帳ではありません)」が必要です。

新しく就職して、会社から健康保険証の交付を受けた

- ・国民健康保険を脱退する
役場または武蔵ヶ丘支所へ届出をしてください。

〈必要書類〉

新たに交付を受けた「健康保険証(全員分)」と「菊陽町国民健康保険被保険者証」、「印鑑」が必要です(ただし、被扶養者がいる場合は、健康保険証に扶養認定日の記載がなければ、会社などが発行する「健康保険の資格取得証明書」が必要です)。

国民健康保険の加入日は、届出をした時点ではなく前の保険の資格を喪失した時点からの加入になり、国民健康保険税についても前の保険資格を喪失した時点にさかのぼっての計算になりますので、早めの加入手続きをしてください。

※国民健康保険税に滞納がある場合は、役場でのみ届出の受付をします。

※1 健康保険の任意継続とは

健康保険(国民健康保険以外)の被保険者期間が、退職した日まで継続して2カ月以上あれば、2年間継続できる場合があります。

任意継続の保険料は、退職時の標準報酬月額により算出されますので、前年の所得を元に計算される国民健康保険税に比べて、低額になる場合があります。

そのため、任意継続にした場合の保険料(所属していた健康保険者へ)と国民健康保険にした場合の保険税(役場税務課へ)を比べることも、加入される保険を選択する方法のひとつです。

問い合わせ

保険証に関する手続き 健康・保険課 国民健康保険係

☎ 232-4912

保険税に関すること 税務課

☎ 232-4911